

次期救急情報共有システム賃貸借（長期継続契約）調達仕様書

1 調達件名

次期救急情報共有システム賃貸借（長期継続契約）

2 本書の目的

傷病者の症状に応じた適切な医療機関の選定や医療機関搬送までの時間短縮等、救急隊の現場活動の効率化を図ることを目的に、次期救急情報共有システム（以下「共有システム」という。）及び機器等を賃貸借するための概要を示すもの。

3 用語の定義

(1) 次期救急情報共有システム（以下「共有システム」という。）

令和元年度に千葉県消防局が業務委託により開発したシステムをいう。

なお、開発業者は（株）S m a r t 1 1 9であり、上記システムの著作権は左記業者に帰属している。

(2) 救急情報共有端末（以下「共有端末」という。）

共有システムにおいて使用されるアプリケーションソフトを操作するためのタブレット端末をいう。

なお、端末はMDMにより管理するものとし、本市が別途調達する端末へのMDMの設定を行うものとする。

(3) アプリケーションソフト

共有端末又は電子計算機等で共有システムを操作するために必要なソフトウェアをいう。

(4) 医療機関職員

共有システムの利用に必要なアカウントが付与された医療機関に所属する医師、看護師及び事務員をいう。

4 調達範囲

共有システムを正常に運用するために必要な下記のサービスを賃貸借するものである。

なお、各サービスの詳細については、「6 調達要件」を参照すること。

(1) 次期救急情報共有システム

(2) 接続ゲートウェイ装置

(3) 初期設定

(4) 保守

(5) 運用支援

5 契約概要等

(1) 賃貸借期間

共有システムの賃貸借期間は、令和2年5月1日から令和7年4月30日までとする。

なお、上記の始期までに共有システムを利用できるよう事前に初期設定等を行うものとし、その間に必要な費用の支払いは下記（２）のとおりとする。

（２）賃貸借料支払方法

賃貸借料の支払いは毎月定額払いとし、受注者からの適法な請求に基づき、利用月の翌月払いとする。なお、初期設定等の賃貸借期間以前に要する費用については、前述の賃貸借期間における利用料に含むものとする。

6 調達要件

（１）共有システムの利用者及び利用端末

本共有システムの利用者は、消防職員、医療機関職員及び指令センター常駐医師とし、利用する端末は下記のとおりとする。

ア 消防職員

- （ア）CHAINS 端末（本市情報部門から配付された事務処理用パソコン）
- （イ）本市が別途調達する共有端末（43 台）

イ 医療機関職員

- （ア）医療機関及び医療機関職員が保有するパソコン、タブレット端末及びスマートフォン
- （イ）本市が別途調達する共有端末（10 台）

ウ 指令センター常駐医師

本市が別途調達する共有端末（1 台）

<CHAINS 端末に係る留意事項>

CHAINS 端末から直接インターネットへの接続は行っていないため、インターネット閲覧は、インターネットに接続されている仮想環境から行う。そのため、本サービスの利用も当該仮想環境から接続することが前提である。

また、仮想環境の仕様は、次のとおりである。

- ・仮想化アプリケーション Citrix XenApp
- ・オペレーティングシステム Windows Server 2012 R2
- ・インターネットブラウザ Internet Explorer11 または Chrome
- ・ブラウザの主なアドイン Adobe Flash Player

なお、本市で別途調達する「共有端末」の概要は次のとおりである。

【タブレット端末】

- ・通信回線サービス有り：45 台

区分		仕様
端末本体	筐体	タブレット型
	基本OS	Android8.0 以上 または同等品
	CPU	クアッドコア 1.5GHz+1.0GHz と同等以上
	内蔵メモリ	3GB 以上

区分		仕様
	通信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi (IEEE802.11a/b/g/n/ac) ・ 日本国内で提供されている 4G/LTE 回線が使用できること ・ Bluetooth5.0 に対応していること
	画面サイズ	10.1 インチ
	解像度	WUXGA (1,920×1,200)
	重量	500 g 以下
	色	全て同一色とすること
通信回線	通信速度	LTE 回線でのサービス提供を基本とし、それぞれの端末で最低 7GB/月程度まで通信速度制限にかからないサービスであること。また、LTE エリア外では 3G の通信が可能であること。なお、通信速度制限時においては、下りで最大 128kbps 程度の速度を有するサービスであること。
	通信監理	回線ごとに、使用したデータ量のシステム管理ができること
付属品		<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電器 ・ 画面保護フィルム

・ 通信回線サービス無し : 9 台

区分		仕様
端末本体	筐体	タブレット型
	基本OS	Android8.0 以上 または同等品
	CPU	クアッドコア 1.5GHz+1.0GHz と同等以上
	ストレージ	3GB 以上
	通信機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ Wi-Fi (IEEE802.11a/b/g/n/ac) ・ Bluetooth5.0 に対応していること。
	画面サイズ	10.1 インチ
	解像度	WUXGA (1,920×1,200)
	重量	500 g 以下
	色	全て同一色とすること
付属品		<ul style="list-style-type: none"> ・ 充電器 ・ 画面保護フィルム

(2) 共有システムの基本性能

ア クラウド型サービス (ASP サービス) であること。

イ Windows、Android 及び iOS の各 OS に対応しており、「ブラウザ」または「本システム専用アプリケーション」から操作可能なこと。

また、各 OS が混在した環境でも運用可能であること。

ウ パソコン、タブレット端末及びスマートフォンのいずれからも操作できること。

エ システムは、24 時間 365 日の利用が可能であること。(緊急時等で本市が認めた場合や長時間の電力の供給停止等の不可抗力によりサービスの提供が不可能になった場合を除く。)

オ サーバは、20GB 以上のデータが保存できる容量を確保するものとし、途中で追加できること。

カ 管理者アカウント及び利用者アカウントとして合計 500 アカウントを用意すること。また、途中でアカウントを追加できること

なお、全アカウントが同時にシステムに接続しても問題なくシステムを利用できること。

キ アカウントごとに ID とパスワードが設定でき、アカウントの認証が ID とパスワードでできること。

ク 管理者アカウントは、利用者アカウントごとにシステムの操作権限(閲覧制限及び編集制限等)を設定できること。

ケ 管理者アカウントは、利用者アカウントをグループに分けられること。また、グループごとに操作権限を設定できること。

コ アカウント情報は、CSV 形式のデータによる一括登録できること。

(3) 初期設定等

ア 注者は、本システムを確実に稼働できるよう本市と協議の上、本システムに対して必要な初期設定(初期データの移行及び利用権限の設定等)を行うこと。

イ 受注者は、本市が別途調達する共有端末(54 台)に対して、本システム利用に必要な初期設定(アプリケーションのインストールの設定等)に係る支援を行うこと。

ウ 受注者は、利用者個人が保有する端末に対して、本システム利用に必要な初期設定作業(アプリケーションのインストール及び設定等)を行うこと。

ウ 医療機関向け操作説明

本システムを利用する医療機関に対して発注者が行う操作説明会に同行し、説明の支援を行うこと。

なお、操作説明会は 20 医療機関を想定している。

(4) 保守

ア 障害の早期発見のため、常時システムの監視・点検を行うこと。

イ 平日の 8:30~17:30 の稼働率は 99.0%以上とすること。

ウ 計画停止時間は、総稼働時間の 5%以内とすること。

エ サービスの停止を要する保守点検等を実施する場合は、その 1 週間前までに発注者に報告し承認を得ること。

オ 利用者が全員同時にアクセスできるものとし、データの登録・更新・画面遷移処理は原則 3 秒以内、データの検索・集計処理は原則 10 秒以内とすること。なお、これを超える場合は、利用者が処理中であることが分かる表示をすること。

カ 何かしらの理由により、共有端末が交換された場合は、セットアップを行うものとし、それに係る費用をサービス利用料に含むものとする。

キ 障害及びセキュリティ事故の際は、速やかに発注者へ報告すること。また、発注者からの問い合わせに対しては迅速に対応すること。

ク アプリケーションのアップデートに関する予定は、その 1 週間前までに発注者へ報告し承認を

得ること。

ケ 提供サービスに係る操作説明書、各種マニュアル等は随時更新し、更新内容を発注者へ報告し承認を得ること。

コ システムの操作方法等に関するサポートセンターを平日の 9:30~17:30 の間設置すること。なお、問い合わせは原則として発注者が行うが、利用者から問い合わせがあった場合も対応すること。

サ 障害発生に関するサポートセンターの受付時間は、平日の 9:30~17:30 する。ただし、障害の重要度及び緊急度が大きいと判断される場合は、この限りではないので、発注者から 24 時間連絡可能な窓口を用意すること。

シ 障害の重要度が大きいと判断される連絡を受けた場合は、受付時間外であっても速やかに復旧作業を行うものとする。ただし、復旧に必要な部材調達等が翌日となる場合は可能な限り早期の復旧に努めるものとする。

ス 障害の検知から報告までの時間は原則 2 時間以内とすること。

セ 障害の検知から復旧までの時間は原則 12 時間以内とすること。

ソ システムのバージョンアップ等があれば提供すること。

(5) 運用支援

ア システム導入に係る効果検証について支援（システム内のデータ提供、数値算出、効果検証結果報告書の提出等）を随時行うこと。

イ 本サービス利用終了後、次期サービス利用への移行作業に協力すること。また、移行作業完了後は、保管されている情報は全て抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。また、これについては適切な措置が講じられていることを確認するため、本市の求めに応じて遵守状況の報告を行うこと。

(6) 接続ゲートウェイ装置

項目	品名	概要
ハードウェア	・ルーター ・ファイアウォール ・ゲートウェイ監視装置	1 式
ソフトウェア	・指令連携ソフトウェア ・監視ソフトウェア ・リモート監視ソフトウェア	1 式

(7) セキュリティ

ア 機密性、完全性及び可用性の観点から必要なセキュリティ対策を実施すること。

イ データセンターは日本国内に設置され、建物には地震、火災、浸水、停電による被害を防止する措置及び外部からの侵入を防止する措置等が講じられていること。

ウ システムへのログイン、アプリケーション操作等のシステム操作に関するログを取得できること。

エ 操作ログを最低 12 か月間保管し、発注者の請求があった場合は速やかに提出すること。

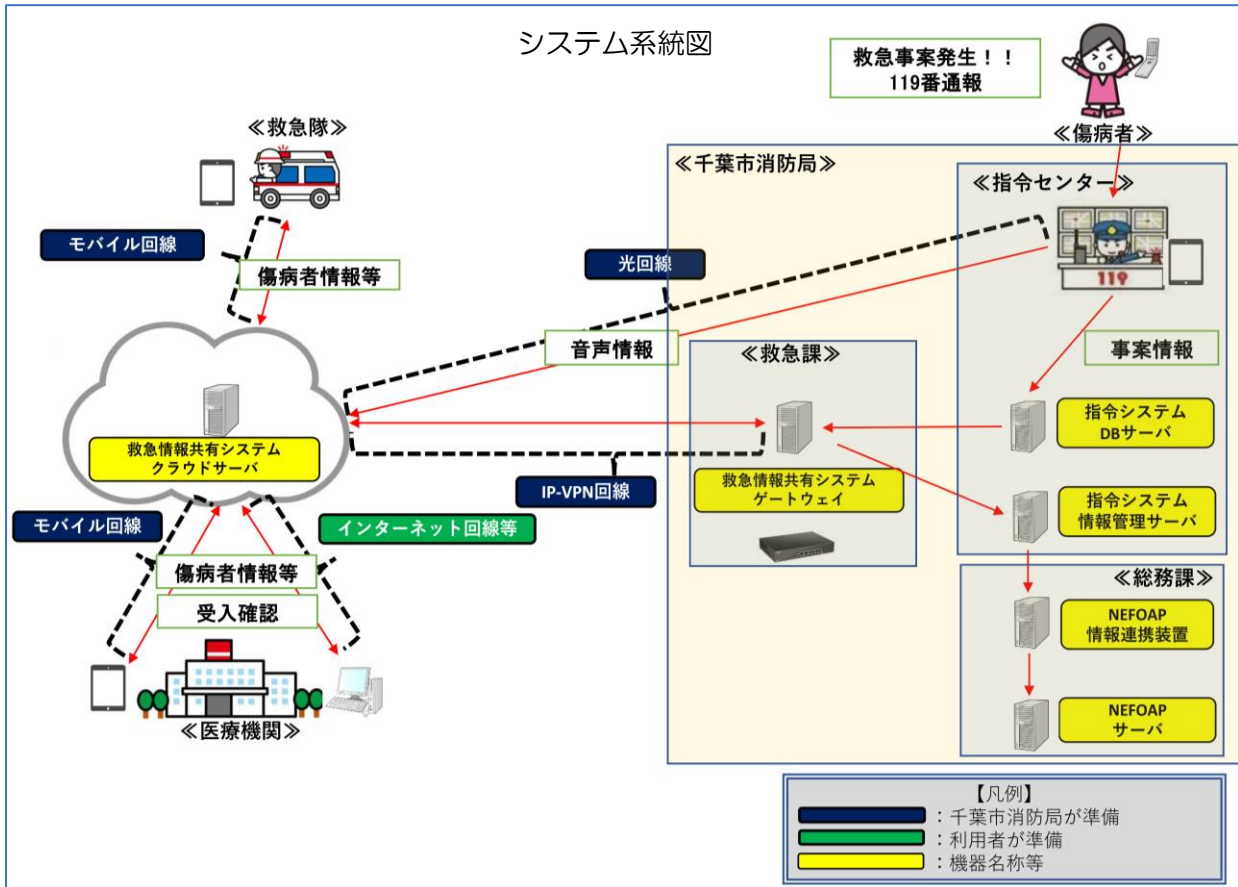
オ システムの利用に係る通信は、暗号化通信（SSL/TLS 方式）により行うこと。

カ サーバ及び端末に保存されるデータファイルは暗号化されていること。

- キ システムを利用できる端末を制限するための端末認証機能を有していること。
- ク 災害時や障害時等のデータ喪失を防ぐため、バックアップを行うこと。

7 共有システム概要

(1) システム系統図



(2) システム機能

ア 情報記録機能

別紙1「救急情報共有端末入力情報一覧」に記載する情報を共有端末により入力し、記録できること。

イ 指令センターとの傷病者情報共有機能

入電時の指令管制システムで記録される情報の中で、入電年月日、発生地（行政コードや住所コード）、救急事案情報、出動車両情報、動態情報などを共有できること。

ウ 医療機関との傷病者情報共有機能

搬送実施基準（地域ルールを含む）に基づいて救急隊が入力した観察項目等の傷病者情報を、救急隊が選択した1以上の医療機関に同時に伝達し、医療機関は受信した情報を基に受入れの可否について返答することができること。

エ 医療機関との応需情報共有機能

医療機関の応需情報（受入可否情報）を、救急隊と医療機関の間で共有することができること。

オ 医療機関との搬送情報共有機能

救急隊が記録した傷病者の搬送に係る情報（搬送時刻、受入れの可否（否の場合は理由））を、市内の全救急隊と医療機関で共有することができること。

カ 緊急度判定支援機能、搬送実施基準等に基づく搬送支援機能

救急隊が入力した観察項目の情報を基に、緊急度を判定することができること。

キ 情報出力機能

本システムに記録したデータのうち、別添「救急情報共有端末入力情報一覧」で指定する情報を、消防 OA システムにて取り込むことができること。また、利用者が指定するフォーマット（CSV 等）でも、出力することができること。

ク マップ表示機能

出動場所、搬送先医療機関を地図上で閲覧できること。

ケ 救急隊動態情報共有機能

自隊以外の市内救急隊の動態及び現在位置を共有できること。

コ グループウェア機能

任意のグループを設定し、グループ間でのメールやチャットツール、ドキュメント共有により情報を共有できること。

(3) 機能要件

詳細は、別紙2「機能要件一覧」のとおり。

8 納品物

受注者は、本市に次の納品物を提出すること。

提出時期	提出物	概要
契約締結時	実施計画書	サービスを提供するために必要な体制等を示したもの
サービス 利用開始後	月次報告書	稼働状況を月ごとに示したもの
	その他、サービスを利用する過程で生じた資料	左記のとおり

9 留意事項

- (1) 受注者は、契約締結後、速やかに本サービスを提供するために必要となる体制等を定めた実施計画書を作成し、本市の承認を得たうえ提出すること。また、本市との打ち合わせ等において、総括責任者を定め、分かり易く、効率的に行うようにすること。
- (2) 業務上知り得た情報について委託した業務以外の目的で利用しないこと。
- (3) サービス提供中に受け取った情報を適切に管理し、サービス提供終了後に返却又は抹消等を行い、復元不可能な状態にすること。また、これについて適切な措置が講じられていることを確認するため、本市の求めに応じて遵守状況の報告を行うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び要求仕様の変更については、別途協議を行うものとする。